

第28節 義援金品配分計画

県民及び他府県等から被災者にあて寄託された義援金品の配分は、本計画の定めるところによるものとする。

〔 主な実施機関
市町村，県（保健福祉政策課），日本赤十字社，（福）徳島県共同募金会 〕

第1 義援物資の取扱いに関する広報

県及び市町村は、必要に応じ、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、被災者が必要とする物資及び受入れを希望しない物資の内容を把握し、その内容のリスト及び送り先を報道機関等を通じて国民に公表するものとする。

また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改定するよう努めるものとする。

第2 義援金品の受付

1 市町村

義援金品の受付けについて計画しておくものとする。

2 県

県に寄託されたものについては、保健福祉部において受け付ける。

3 日本赤十字社（徳島県支部），（福）徳島県共同募金会

災害の状況により、募集方法、期間等を定めて、寄託される義援金を受け付ける。

第3 義援金品の配分及び輸送

1 市町村

知事又は日本赤十字社から配分を委託された義援金品を、日赤奉仕団等各種団体の協力を得て被災者に配分する。

2 県

(1) 県、日本赤十字社、（福）徳島県共同募金会に寄託された義援金の市町村に対する配分は、関係団体で構成する配分委員会を設置し、決定する。

(2) 義援品は、被災地の状況を勘案して配分を決定している。

(3) 日本赤十字社（徳島県支部）に配分を委託することが適当と認められるときは、配分を委託する。

第4 義援品の保管場所

1 市町村

義援品の保管倉庫（場所）について，あらかじめ計画を樹立しておくものとする。

2 県

寄託義援品を直ちに被災者に配分することが困難な場合の 時保管場所として，適当な場所を確保するものとする。